

令和元年6月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和元年6月13日(木曜日)午後2時30分から午後3時06分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 8号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について(教育環境部)

日程第 2 (議案第 9号) 相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について(学校教育部)

日程第 3 (議案第10号) 相模原市社会教育委員の人事について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第11号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第12号) 相模原市立図書館協議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 6 (議案第13号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習部)

日程第 7 (議案第14号) 相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

4. 閉 会

出席した教育長及び委員(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

欠席した委員(1名)

委 員 大 山 宜 秀

説明のために出席した者

教 育 局 長	小 林 輝 明	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生 涯 学 習 部 長	大 貫 末 広
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	佐 野 強 史	教 育 総 務 室 担 当 課 長 (総 務 企 画 班)	江 野 学
学 務 課 長	岩 崎 雅 人	学 務 課 担 当 課 長 (就 学 援 助 班)	清 水 芳 枝
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	原 田 道 宏	学 校 教 育 課 長	篠 原 真
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	遠 山 芳 雄	ス ポ ー ツ 課 長	高 林 正 樹
図 書 館 長	岡 本 達 彦		
事 務 局 職 員 出 席 者			
教 育 総 務 室 主 任	島 崎 順 崇	教 育 総 務 室 主 任	菊 地 原 佑 介

開 会

野村教育長 では、ただいまから、相模原市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。本日、大山委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と平岩委員を指名いたします。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 8 号、「相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第 8 号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

当議案につきましては、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員 4 名の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

2 枚目裏面の議案第 8 号参考資料をご覧ください。

相模原市児童生徒等災害見舞金制度は、学校管理下において児童生徒が負傷した場合などに見舞金を贈呈するもので、見舞金の種類は表の 5 つの区分となっており、当該審査委員会は表の一番下の特別見舞金について、教育委員会からの諮問を受けて審議を行うものでございます。

委員会の開催につきましては、発生した災害について、条例の規定や過去の前例等がない場合にのみ審議を行うため、5 の開催実績等のとおり平成 2 年以降開催しておりません。

続きまして、1 枚目の議案裏面にございます委員名簿をご覧ください。

当議案につきましては、相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会からご推薦をいただいております、岡崎敏委員、水谷好男委員及び相模原市私立保育園・認定こども園園長会からご推薦をいただいております、イジヨマ安希子委員、清野久美子委員の任期満了に伴う後任の委員を相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき、委嘱いたしたく提案するものでございます。

委嘱する委員につきましては、相模原市立小中学校PTA連絡協議会からのご推薦により、横山小学校PTAの渡邊誠氏、麻溝小学校PTAの小泉喜亮氏、相模原市私立保育園・認定こども園園長会からのご推薦により、まつがえこども園保護者会の森田潤子氏、また、引き続き、ふじ第二保育園園長の清野久美子氏に委員をお願いするもので、任期は7月1日から2年間でございます。

なお、7月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で、議案第8号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。
野村教育長 説明が終わりました。ただいまの件につきまして、質疑、ご意見がありましたらお願いをいたします。

何かございますか。特によろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 質疑、ご意見がありませんので、この件について採決を行います。

議案第8号、「相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決をされました。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について

野村教育長 では、次に日程2、議案第9号、「相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

細川学校教育部長 議案第9号、「相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する審議会委員3名から、任期途中において辞職したい旨の申出がございましたので、これを承認し、後任の委員を委嘱することについて提案いたすものでございます。

恐れ入りますが、議案第9号参考資料をご覧いただきたいと思います。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する審議会の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本審議会は、1の設置目的にございますとおり、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する機関でございます。

2の定数及び構成でございますが、委員の定数は12人以内。委員の構成につきましては、ご覧の5つの区分から選出しております。

任期は委嘱の日から2年でございますが、補欠の委員の任期にあたっては、前任者の残任期間としております。

4の活動内容でございますが、主にいじめの現状と実態の分析に関する事、いじめ防止等のための取組の有効な対策に関する事、市のいじめ防止基本方針の取組の検証及び見直しに関する事等について審議を行っているもので、平成30年度には、3回の審議会において様々なご意見をいただいたところでございます。

それでは、資料の裏面にございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、辞職される委員についてでございます。

辞職の欄にございますとおり、相模原市自治会連合会監事の山下利麿委員及び市立新宿小学校長の太田千春委員、市立清新小中学校長の平野知彦委員から任期途中ではございますが、組織上の都合により辞職したい旨の申出がございました。

次に、後任として委嘱する委員についてでございます。

名簿の6番目、大木恵氏でございますが、辞職された山下利麿氏にかわって、相模原市自治会連合会理事に就任された方でございます。続いて、名簿の10番目、畠山康彦氏でございますが、相模原市立小学校長会からご推薦いただいたもので、現在、川尻小学校長でございます。名簿の11番目、山口則夫氏でございますが、相模原市中学校長会からご推薦いただいたもので、現在、共和中学校長でございます。

以上、3名の任期につきましては、附属機関の設置に関する条例におきまして、補欠の委員の任期は前任者の残任期間と定めてありますことから、令和元年6月20日から令和2年6月19日までとするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。
野村教育長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、質疑、ご意見がありませんので、この件について採決を行います。

議案第9号、「相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決をされました。

相模原市社会教育委員の人事について

野村教育長 では続いて、日程3、議案第10号、「相模原市社会教育委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

大貫生涯学習部長 それでは、議案第10号、相模原市社会教育委員の人事につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市社会教育委員1名から任期途中におきまして、辞職したい旨の申出があったため、これを承認するとともに後任の委員を委嘱することについて提案するものでございます。

2枚おめくりいただいて、議案第10号の参考資料の1ページ目をご覧ください。

はじめに、1の設置目的でございますが、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を述べることなどでございます。

委員の定数は15人以内、構成は記載のとおりでございます。

また、3の任期につきましては、2年でございまして、4の活動内容は年4回程度の定例会を開催し、教育委員会からの諮問に対する答申や自主的な研究テーマについて協議を行い、提言をまとめるなどでございます。

議案第10号の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

解職となります委員は、相模原市立公民館連絡協議会からご推薦をいただいた渡邊亮氏でございます。

新たに委嘱する委員につきましてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

新たに委嘱する委員は、藤嶋直司氏でございますが、相模原市立公民館連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、同協議会の会長でございます。

任期は令和元年6月14日から前任者の残任期間であります令和2年1月10日まででございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいます

よう、お願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、質疑があればお願いをいたします。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 質疑、ご意見がありませんので、採決を行います。

議案第10号、「相模原市社会教育委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決をされました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

野村教育長 では、次に日程4、議案第11号、「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

大貫生涯学習部長 引き続きまして、議案第11号「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進審議会委員2名が任期満了となりますことから、後任の委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

2枚目の議案第11号参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画やその他のスポーツの推進に関する重要事項につきまして、教育委員会の諮問に応じて調査審議をし、その結果を答申し、又は意見を建議することなどを職務としております。

委員の定数は15人以内。任期は委嘱の日から2年でございます。

1枚目の議案裏面の委員名簿をご覧くださいませでしょうか。

当議案につきましては、相模原市体育協会からご推薦をいただいております、三塚康雄委員と相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦をいただいております、大野健一委員が任期満了となりますことから、計2名の後任の委員を相模原市立スポーツ推進審議会規則第2条の規則に基づきまして委嘱するものでございます。

それでは、委嘱する委員につきましてご説明をさせていただきます。

相模原市体育協会からご推薦をいただいている三塚康雄氏でございますが、今回２期目の任期となりまして、現在、相模原市体育協会会長を務めております。八木英樹氏でございますが、相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、相模原市小中学校PTA連絡協議会の書記を務めております。

任期はいずれも令和元年6月27日から令和3年6月26日までの2年間でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。これより、ただいまの件について、質疑、ご意見がありましたらお願いをいたします。

何かございますか。特によろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 質疑、ご意見がありませんので、採決を行います。

議案第11号、「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

相模原市立図書館協議会委員の人事について

野村教育長 次に日程5、議案第12号、「相模原市立図書館協議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

大貫生涯学習部長 議案第12号、相模原市立図書館協議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立図書館協議会委員1名から、任期途中において辞職の申出がありましたため、これを承認するとともに、後任の委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

2枚目の議案第12号参考資料をご覧ください。

相模原市立図書館協議会は図書館法第14条第1項及び第2項並びに相模原市立図書館条例第14条の規定に基づきまして、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につきまして、館長に対し意見を述べる機関として設置している

ところでございます。

また、委員の定数は10人以内、構成は下記に記載のとおりでございます。

任期は2年でございます。活動内容は図書館の運営に関する諮問に対する答申や意見の陳述、また相模原市図書館事業評価における外部評価などがございます。

それでは、1枚目の議案の裏面にございます委員名簿をご覧ください。

6月13日付けで解職となります委員は、下段に記載しております藤嶋直司氏でございます。

続いて、今回委嘱する委員は上段の網かけの部分でございます。高井登志子氏でございますが、相模原市公民館連絡協議会からご推薦いただいております。

任期は、前任者の残任期間でございます。令和元年6月14日から令和2年8月28日まででございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

野村教育長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお願いをいたします。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、質疑、ご意見がありませんので、採決を行います。

議案第12号、「相模原市立図書館協議会委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決をされました。

相模原市立公民館長の人事について

野村教育長 続いて日程6、議案第13号、「相模原市立公民館長の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

大貫生涯学習部長 議案第13号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、公民館長1名が任期満了となることに伴いまして、後任の公民館長の委嘱をいたしたく、ご提案するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただいて、3ページをご覧ください。

新たに委嘱いたします公民館長についてご説明いたします。

31名おります公民館長のうち、1名が令和元年6月30日をもって任期満了となることに伴いまして、委嘱するものでございます。令和元年7月1日付けで委嘱いたします公民館長は網掛け部分となります、陽光台公民館、小倉偉男氏で、再任でありまして、3期目でございます。

任期は、令和元年年7月1日から令和2年3月31日まででございます。

小倉氏は社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組まれている方でありまして、公民館運営協議会からご推薦をいただいております。

なお、地方公務員法等の改正を踏まえまして、非常勤特別職の見直しを行っておりまして、全ての公民館長の任期は令和2年3月31日までとしております。また、今後の公民館長は、教育委員会規則に規定する職として整理をする予定でございます。

以上、議案第13号、相模原市立公民館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいまの件につきまして、質疑、ご意見があればお願いをいたします。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、質疑、ご意見がありませんので、採決を行います。

議案第13号、「相模原市立公民館長の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決をされました。

相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則について

野村教育長 では、次に日程7、議案第14号、「相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第14号、相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、就学奨励金の交付の期間に係る規定の追加につきまして、相模原市教育委員

会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、別添の議案第14号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、1の改正の理由についてでございます。就学奨励金については、各学校からの報告により算定した実費額等を保護者口座に事後に支給しているところでございますが、修学旅行費など高額な就学経費については、年度当初に集中する傾向があり、一時的な金銭負担とはいえ保護者にとって大きな負担となっております。

また、現行の交付決定手順では、7月に前年所得状況を確認いたしまして交付開始月を4月に遡っているため、年度当初の4月から7月までの間は対象者が確定しない期間となっております。したがって、保護者には就学金奨励金の制度が利用できるか不安を抱えながら高額な負担をお願いしている状況です。

この課題を解消し、必要な支援をより速やかに行うことによって保護者の負担軽減を図るため、奨励金の交付の期間を変更し、規則に規定するものでございます。

次に、2の改正の内容についてでございます。現行では、申請に対する交付決定を7月に行い、4月から翌年3月までを交付の期間としております。これを、申請に対する交付決定は7月のまま、交付期間を8月から翌年の7月までとすることにより、年度当初の4月から7月までの、対象が未確定となっている期間を解消するものでございます。

なお、令和元年度分の奨励金の交付の期間につきましては、経過措置として、平成31年4月から翌年の令和2年の7月までの1年4か月間とするものでございます。

最後に改正による効果についてでございます。このたびの規則改正の後、年度当初対象者が未確定となっている期間を解消することにより、必要な支援をより速やかに行うことが可能となり、保護者の負担の軽減が図られます。

具体例といたしましては、まず令和元年9月から中学校デリバリー給食の現物給付について、1年を通して実施する取組のほか、令和2年度からの修学旅行費の集金時期に合わせた前払い制度の導入や、めがね購入券等の早期交付について、検討を進めているところでございます。

以上で、議案第14号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 ただいま説明が終わりました。ただいまの件につきまして、質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

今、部長から説明がありましたとおり、これまでは、特に高額な修学旅行費等も含め、

事後支給だったのですが、こうしたものについて事前支給ができるような制度改正ができないかということで従来から研究をしてきました。

その結果として、まず認定期間を改めようということで、8月から7月までという、今までの4月、3月という年度単位のをまず改め、そのことによって修学旅行等の高額な経費についても事前支給ができるようにするという、これが一番の狙いです。

何かわかりにくいところ等でご質問があればお願いをいたします。

参考までに他市の事例でこういった形をとっているところがあると思うのですが、ちょっと紹介してもらいますか。

岩崎学務課長 いま教育長からお話でしたが、修学旅行の前払いの件につきましては、今調べているところでは、県内他市では全て事後払いになっておりますので、本市の取組はほかの市にはない取組となっております。

また、関係資料がございます、中学校デリバリー給食の現物給付、これにつきましても実はこの1学期は現物支給できていない状況になるのですけれども、就学奨励金の認定期間が変わりますと、1年間を通じていつでも支給できるというのが特徴になりまして、他市の状況は詳しく把握できていない部分もありますが、新しい取組になると思います。

あと、資料にあります、めがね購入券、こちらの方につきましては、現在の本市での仕組みとしましては、学校で健康診査を行い、視力等を検診します。その結果である程度めがねをつくった方がいいかもしれないとか、視力の検査をした方がいいという児童生徒がいる場合には、教育委員会の方に学校から連絡が参りますので、その方全てにめがね購入券というものを送りしていると、それで受けていただいたという形になります。

今後につきましては、お子さんの視力が悪いなと思ったらいつでも、病院に行ってください、その結果を受けて教育委員会の方に連絡をいただくという形で、随時対応できるような仕組みを検討しております。こちらも他市にはない新たな取組と考えております。

野村教育長 再確認ですが、8月から7月までという認定期間をやっている他市の事例はないのでしょうか。

渡邊教育環境部長 政令市の中では名古屋市だけと認識しております。

一般市について、関西等で幾つかはあると把握しておりますが、まだ県内ではございませんし、これから進んでくるかもしれないという状況です。

就学援助制度のうち、要保護、それから特別支援のお子さんについては、国が補助金を設けておりますが、国の要綱が年度ごとの制度となっている関係で、準要保護の、各自治

体独自で運用している制度についても年度ごとの運用している自治体がほとんどでございます。

6月になって初めて、前年の所得等がしっかり把握ができるという中で、認定の期間を柔軟に運用していくということによって、効果が大きいと考えまして、相模原市としてこのような制度改正を行うことにしたものでございます。

野村教育長 ご理解いただけたでしょうか。

これまではどうしてもその年の所得の把握が6月になりますから、少なくとも1学期分は認定もできず常に支払いが事後になっていた。それを解消しようということで、認定期間を変えようということです。

平岩委員 やはり一時的なといっても負担というのは大きなものがありますし、年度をまたぐというのを今まではなかなかできなかったことだと思いますが、年度をまたぐということができるのであれば、大変にいい改正だと私は考えます。

野村教育長 いかがでしょうか。ほかにご意見、ご質問があればお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、他に質疑がございませんので、これより採決を行います。

議案第14号、「相模原市就学奨励規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

審議の事項については以上でございます。

今、議決いただいた就学奨励規則の変更については受給者の皆さんにとっては大変メリットが大きいものだと思っています。

これまで、なかなかこういう発想でできなかったのですが、所属の課で十分研究してもらって、こういったことが実現できましたので、より一層、寄り添った支援ができると考えています。

それでは、最後に前回の定例会後のこの1カ月間の主な私の活動についてお話をいたします。

5月18日は、小中学校のPTA連絡協議会の総会に参加をいたしました。

それから、5月23、24日と全国の教育長の協議会、富山市で研究大会がありまして

そこに出席してまいりまして、他市の先進的ないろいろな事例について話を聞いてまいりました。これはまた資料をそろえて皆さんにお配りしたいと思っています。

それから、5月の下旬は私を含め、局長、部長等で各学校の運動会の視察をしてまいりました。

今月に入りまして、6月1日は自治会連合会の総会レセプションに参加をしてまいりました。

それから、同日、本村市長に少し時間をとっていただいて、現在の市の教育課題ですとか、教育施策についての説明を1時間半ばかりお話をしてきました。特に義務教育学校の設立ですとか、学力保障の現在の取組、それから夜間中学の設立について、または小中一貫教育の推進、そのほか習熟度別、こうした事業の在り方についての市の考え方、幾つかのことについて説明をいたしました。

先ほど、会議が始まる前にちょっと申し上げましたけど、教育委員の皆さんと市長の懇談を少し、別途時間をとって設定したいと思っていますのでよろしくお願いします。

それから、今週の月曜日、国への要望活動ということで文部科学省の方に私と局長と総務室長で行ってまいりまして、財政支援ということでALTについての財政支援、または本市が独自で行っている奨学金の事業、こういったものへの支援、それから教職員定数の改善ですとか、または教育環境整備、これに係るさらなる支援、こういったものを要望してまいりました。報告は以上であります。

では、ここで次回の会議予定日の確認をいたします。今回は、7月12日、金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議は7月12日、金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午後3時06分 閉会